

# 令和6年度 播磨町立播磨南小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

全ての子供たちは、かけがえのない存在である。いじめを受けた子供たちは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、いじめを行った子供たちにも、その成長に多大なる影響を与えるものである、と捉えている。以上のことを深く受け止め、「いじめ」は絶対許さない、という全職員の共通認識のもと、以下の基本理念を掲げていじめの防止に取り組む。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷付ける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。そして、本校の取組が、いじめをせず、相互の人格を尊重できる子供たちを育成できるように全教職員が不断の努力をする。
- (2) いじめは全ての子供に関する問題であり、いじめはいつ、いかなるところでも起こりうる、との認識に立ち、全教職員が子供たちの状況を十分に把握する。
- (3) 子供たちの生命及び心身を保護することが最も重要であるという認識に立つ。その上で、家庭、地域、播磨町教育委員会、関連諸機関等と連携しながら、いじめを受けた子供には寄り添い、守ること、またいじめを行った子供には毅然とした態度で十分な指導を行うこと、さらに、周囲の子供たちには勇気をもっていじめ阻止のために行動させるようにする。

## 2 いじめの定義について

**「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」**

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 机を離したり、わざとよけたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

### 3 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織と指導体制

本校では、『いじめ対策チーム』を設置し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応が機能できるようにいじめ防止に関して学校の中心となって指導に当たる。

#### (1) 『いじめ対策チーム』の組織構成

校長、教頭、生徒指導担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーターにより構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、学校生活サポーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

また、その他校長の判断により、必要に応じて教育事務所専門カウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させる。

#### (2) 組織の役割

- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。  
(毎月1回の職員会の中で情報交換、悩み相談シート等の活用)
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ防止対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、取組状況のチェック、ケースの検証、計画の見直しなどPDCAサイクルで検証する。
- いじめ防止に向けた保護者や地域住民への啓発を積極的に行う。  
(学校・学年・学級だよりやホームページの活用)

### 4 教育相談体制

- 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- 定期的な教育相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

### 5 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

#### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。
- ・生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

#### (2) いじめに対する正しい理解を図る

- ・学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童と教職員が当事者の立場に立って共有し、児童一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
- ・いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童やいじめについて訴え出た児童生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童に伝える。

#### (3) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。
- ・学級活動、児童会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

#### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業作りに努める。

#### (5) 情報モラル教育の推進

- ・インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう学校全体で情報モラル教育に取り組む。

#### (6) 校内研修の充実

- ・いじめ対応マニュアルやいじめ防止基本方針等を活用した校内研修やいじめの事例研究、「いじめ未然防止プログラム」の活用等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

#### (7) 心の通い合う教職員の協力協働体制

- ・温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しの良い職場の雰囲気醸成を図る。

### 6 早期発見 ～子どもの変化を敏感に察知～

#### (1) 教職員の対応能力の向上

- ・教職員が人権感覚を磨き、児童の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童を守る姿勢を持つ。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

## (2) 日常的な実態把握

- ・休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、児童には言いにくいこともあることを鑑みて、学校以外の相談窓口等の紹介も行う。
- ・日常生活での児童生徒への声かけに加え、日記、教育相談、家庭訪問等により児童、保護者との信頼関係を構築する。
- ・定期的な教育相談やアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

## (3) 相談しやすい環境づくり

- ・本人から訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。
- ・周囲の児童生徒の訴えについては、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。
- ・保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し、対応する。

## 7 早期対応 ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

### (1) いじめへの組織的対応と正確な実態把握

- ・いじめが疑われる情報があった場合、「いじめ対策チーム」を招集する。
- ・当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録すると共に関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する。

### (2) 指導体制、方針決定と重大事態の判断

- ・指導のねらいを明確にし、すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考え、生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会、関係機関との連携を図る。

### (3) いじめを受けている児童及び保護者への支援

- ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。
- ・保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。
- ・一定期間の見守りや支援を行い、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

### (4) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

- ・保護者に、早急に面談し、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。また、今後の取組について共有する。

#### (5) 周囲の児童への指導

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

#### (6) 継続した指導

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、肯定的にかかわることで自信を取り戻せるよう支援する。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のための実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

### 8 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させる
- ・情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

### 9 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### (2) 重大事態への対応

播磨町教育委員会へ重大事態の発生を報告する。教育委員会の判断により、調査の主体が学校となった場合は、委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

##### ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

##### ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

### ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

### ④調査結果を報告する。

- ・調査結果については、播磨町教育委員会へ報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

### ⑤調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

- ・児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣を、播磨町教育委員会をとおして要請する。

## 10 その他

- (1) いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止の取組は、学校評価の項目に取り上げ、学校内部・外部両評価を実施し次年度への改善を図る。
- (2) 「播磨南小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組は、年度途中であっても状況に応じて修正を加え、実効性のある取組につなげていく。